

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。

令和元(2019)年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っています。当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていることという3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、

- ① 2020年度からの算定要件で、② 介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。見える化要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金以外)について、具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

	職場環境要件項目	当法人の取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	格取得支援制度(働きながら介護福祉士を目指す者に対して実務者研修受講支援)を導入し、受験料や研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	年次有給休暇取得の推進を積極的に行っている。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	労働環境・処遇改善ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 随時ミーティングを行い、業務内容やケア内容の改善を図っている。 問題に対して随時ミニカンファレンスを行いミニカンファレンス用紙での情報共有を行い評価し、ケア内容の改善を図っている
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断の実施、事業所内及び敷地内全面禁煙
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を奨励している

